

除雪作業は安全に行いましょう！

気温が上昇すると屋根からの落雪や雪崩等の恐れがありますので、下記の注意点を改めて確認し、しっかりと安全対策をとったうえで除雪作業を行うようにしてください。除雪が難しい時は、除雪対策支援部隊を活用しましょう。

- 梯子の昇り降りは慎重に行い、屋根に移る時は特に注意しましょう。
- 高所での作業は、ヘルメット・命綱・安全帯等を着用し安全を確保しましょう。
- 除雪機に詰まった雪を除去する時は、必ずエンジンを停止してから行いましょう。
- 事故等に備え、二人以上で声を掛け合いながら作業しましょう。
- やむを得ず一人で作業する場合は、事前に家族や隣人に声をかけましょう。
- 体調が悪い時、疲れた時は、無理せず作業をやめましょう。

【雪や倒木による電線等の異常の連絡について】

最近、雪や倒木により電線が断線しそうになるケースが増えております。電線や電話線など異常を見つけたら、下記連絡先にお知らせください。

- ◆東北電力コールセンター ☎ 0120-175-366
- ◆NTT東日本連絡先 ☎ 0120-444-113

雪下ろしや家の周りの雪かたしに 除雪対策支援部隊をご活用ください

町内の除雪作業のために「除雪対策支援部隊」が下記のとおり活動します。雪下ろしや排雪作業でお困りの方は、お申し込みください。なお、大雪時の急なお申込みの場合は、2～3 日お待ちいただくこともございますので、予めご了承ください。

- 区分 【一般世帯】…要援護世帯を除く世帯
 【要援護世帯】…社会福祉協議会が要援護世帯と認めた世帯

○作業料金

区分	作業料金 (税込み)	備考
一般世帯	1 人当たり 1 時間 3,850 円	申込は下記の登録事業者まで
要援護世帯	1 人当たり 1 時間 2,750 円	申込は地区担当の民生児童委員 又は三島町社会福祉協議会まで ☎ 52-3344

※準備と移動に要する時間が上記料金に加算されます (30 分～1 時間程度)
※重機等を使用した場合には下記料金に加算されます
(1 時間・1 台あたり・人件費は含みません)

ダンプ (4t)	3,800 円	ダンプ (2t)	3,100 円
ミニホイールローダー	5,400 円	バックホウ (0.1 ～ 0.25m ³)	5,900 円
重機運搬費 (町内)	16,000 円	手押し除雪機	3,200 円
その他	要相談		

三島町除雪対策支援部隊登録者名簿

事業者名	電話番号	担当者	受付時間
滝谷建設工業 (株)	0241-52-3131	板橋康宏	月曜日～金曜日 午前 8 時～ 午後 5 時
佐久間建設工業 (株)	0241-52-3111	鈴木勝弘	
羽賀建設工業 (株)	0241-52-2214	目黒堅一	

町では除雪対策支援部隊を募集しています
企業・グループ等の多くの方々の登録をお待ちしております

☎総務課 総務係 ☎ (48) 5511

河川防災監視カメラの 公開ページのお知らせ

町では、災害時の河川の監視用として、下記 3 か所に防災カメラを設置しました。大雨の際など、河川の状況を確認したい際にご利用ください。

○設置箇所：滝谷 (和具橋)、浅岐 (若林橋)、ふるさと荘

○ホームページ URL <http://mishima.e-monitor.jp/public/>

○町ホームページからもご覧頂けるよう調整中です。



☎総務課 総務係 ☎ (48) 5511

三島町「そば加工施設」指定管理者 募集のお知らせ

三島町そば加工施設 (以下「そば加工施設」という。) の指定管理者を下記により募集します。

1. 募集する施設概要

- ①名 称 三島町そば加工施設
- ②住 所 三島町大字宮下字上ノ原 2088 番地
- ③設置年月 平成 2 年 4 月
- ④施設構造 木造平屋建
- ⑤面 積 延床面積 133.85m²

2. 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲については以下のとおりです。

- (1) そば加工施設の供用、運営に関する業務
- (2) そば加工施設の維持・管理に関する業務
- (3) 利用料金に関する業務
- (4) 自主事業に関する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

3. 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日[㊦]～令和 6 年 3 月 31 日[㊧] (3 年間)

4. 応募資格

次の (1)～(2) のいずれにも該当することとします。

- (1) 指定管理者制度に基づき、安全かつ効果的に施設を管理運営できる能力を有する法人又はその他の団体とする。公社、財団、株式会社等の営利法人、NPO 法人等の非営利法人、法人格のない団体も含めるが、個人は除く。
- (2) 下記のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 167 条の 4 の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

イ 代表者及び役員に破産者及び現に禁固以上の刑に処せられている者がいるもの。

ウ 会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) 及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 等による手続きをしているもの。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号) 第 2 条に定義する暴力団及びその構成員。

オ 税及び公共料金を滞納しているもの。(法人・団体については納税証明書及び誓約書兼同意書、法人・団体の構成役員については、誓約書兼同意書で確認する。)

5. 施設使用料等

施設使用料 (指定管理者納入) 月額 6,700 円

6. 申込受付期間

令和 3 年 1 月 18 日[㊨]から令和 3 年 2 月 5 日[㊩] (土、日、祝祭日除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時

7. 申請方法・問い合わせ先

三島町役場産業建設課産業係までお問い合わせください。

☎産業建設課 産業係 ☎ (48) 5566

福島県新型コロナウイルス緊急対策

資料2

令和3年1月12日福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止、医療提供体制の負荷軽減のため、以下の協力を特別措置法に基づき要請します。

- **不要不急の外出自粛要請**
- **午後8時～午前5時までの時間帯の営業自粛要請（接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等）**

県民の皆さまへのお願い

- **「不要不急の外出自粛（特に午後8時以降の徹底）」**をお願いします。
- あわせて、「**緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来自粛**」をお願いします。
- 期間 **1月13日（水）～2月7日（日）**

事業者の皆さまへのお願い

- 内 容 **午後8時～午前5時**までの時間帯の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）
- 対 象 接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店
- 地 域 県内全域（カラオケ店を含む）
- 期 間 **1月15日（金）～2月7日（日）** ※ただし、1月13日または14日から協力いただける場合は協力金の対象とする。
- 協力金 1日当たり4万円
- 相談窓口 福島県時短要請コールセンター（平日のみ）
電話024-521-8622（受付時間9時～5時）

その他の対応

- 県民割申込みの取扱い** 県民割の新規利用申込みを一時停止します。停止期間は2月7日（日）まで。
- 学校における対応**
 - ・感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）の停止
 - ・宿泊を伴う学校行事等の停止
 - ・他校との合同練習会や練習試合の停止
 - ・大学入試等やむを得ない事情による緊急事態宣言対象地域との往来後2週間の健康観察 など

福島県新型コロナウイルス緊急対策の要請を受けて 三島町各事業中止についてのお知らせ

上記の福島県新型コロナウイルス緊急対策の要請を受けて、三島町では下記の通り開催を予定していた各事業に関して開催を中止することになりましたのでお知らせいたします。

【町民課・社会福祉協議会関係中止事業】

【地域ふれあいサロン】

- 1月18日⑨ 友愛サロン（川井地区）
- 1月19日⑨ ひまわりサロン（宮下・荒屋敷・桑原・中平地区）
- 1月22日⑨ あったかサロン（浅岐地区）
- 1月25日⑨ サロンないり（名入地区）
- 1月29日⑨ いきいきクラブ（間方地区）
- 2月1日⑨ 友遊サロン（大石田地区）
- 2月2日⑨ いきいきサロン（高清水・小山地区）
- 2月5日⑨ はつらつクラブ（松原地区）

【三島町老人クラブ連合会 健康づくり事業】

- 1月14日⑨ 公式ワナゲ教室
- 1月22日⑨ スポーツ民謡教室
- 1月28日⑨ 公式ワナゲ教室
- 2月5日⑨ スポーツ民謡教室

☎三島町社会福祉協議会 ☎（52）3343

【三島町健康講座】 【こらんしょ運動教室】 【トレーニング教室】

- 1月14日⑨ 1月15日⑨ 1月21日⑨
- 1月21日⑨ 1月27日⑨
- 1月28日⑨
- 2月4日⑨

☎町民課 保健福祉係 ☎（48）5565

開催を楽しみにされておられる方も多数いらっしゃるものと存じますが、ご理解とご協力をお願いします。今後の事業実施についてのご案内については、追ってご連絡いたします。

【町民センター・体育館の利用時間について】

町民センター及び体育館の利用時間を**2月7日⑨までの間、午後8時まで**といたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【第49回雪と火のまつり】 開催中止のお知らせ

令和3年2月13日⑨に予定しておりましたが、**第49回雪と火のまつりは、実行委員会での協議の結果、中止**となりましたのでお知らせいたします。

☎雪と火のまつり実行委員会（三島町観光協会） ☎（48）5000

【公民館関係中止事業】

- ① **太極拳教室（1月20日⑨中止）**
- ② **ヨガ教室（1月22日⑨、27日⑨、2月5日⑨中止）**
- ③ **町民スキー教室（1月30日⑨中止）**

今後の事業実施についてのご案内については、追ってご連絡いたします。

☎公民館 ☎（48）5599

【冬のものづくり教室】 中止のお知らせ

工芸館では1月9日より開始しました令和2年度「冬のものづくり教室」につきまして、福島県より新型コロナウイルス感染拡大防止対策として県内すべての人に不要不急の外出自粛要請があったことを踏まえ、令和2年度における**今後の開催を中止**といたしますのでお知らせいたします。

☎生活工芸館 ☎（48）5502

1月開催の行政相談中止のお知らせ

1月20日⑨に予定しておりました行政相談は**中止**いたします。

☎総務課 総務係 ☎（48）5511